

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標(案)

前文

地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、平成 23 年度の設立以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立総合医療センター及び県立こころの医療センターを運営し、県立病院として推進すべき医療を実施してきた。

平成 23 年度から平成 26 年度までの第 1 期中期目標期間においては、両病院とも、役職員一人ひとりが高い使命感を持ち、県内医療機関との役割分担と連携の下、高度専門医療、特殊医療等を提供して、県立総合医療センターは県民の健康と生命を守る基幹病院として、県立こころの医療センターは県民のこころの健康を守る基幹精神科病院として、それぞれその役割を果たすとともに、経常収支についても黒字基調を維持してきた。

一方、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療機能を分化・連携させて効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する必要があるほか、精神疾患の急増、災害発生時の災害医療の確保、高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズの増加、医師等医療従事者の不足・偏在などの課題への対応が求められている。

平成 27 年度から始まる第 2 期中期目標期間においては、地域の医療機関等との連携を更に強化して、医療機能の分化・連携等の課題に的確に対応しながら、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患等に対する高度専門医療など、県立病院が推進すべき医療を、効率的・効果的な業務運営の下、継続的に提供するとともに、地域の医療機関や医療従事者を支援して本県医療の質の向上に貢献することを期待する。

第 1 中期目標の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高

い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。

(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実

高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。

ア 総合医療センター

総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療をはじめ、重症妊産婦・新生児の搬送を常時受け入れる総合周産期医療のほか、へき地における代診医派遣、巡回診療等のへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ的確に医療を提供すること。

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などについては、地域の医療機関との役割分担と連携の下、高度急性期病院として、高度専門医療を提供すること。特に、がんについては、手術療法、放射線療法及び化学療法を組み合わせた集学的治療及び緩和ケアの取組を推進すること。

イ こころの医療センター

精神科医療における本県の基幹病院として、他の医療機関では対応が困難な救急患者の受入れや難治性・重症患者への医療を行うなど、精神科救急・急性期医療の中核的役割を果たすこと。

また、認知症、児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を充実させるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化するほか、司法精神医療については、引き続き、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。

これらの取組を通じ、患者の早期社会復帰を推進すること。

(2) 医療従事者の確保、専門性の向上

医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。

(3) 施設設備の整備

施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況などを総合的に勘案し、計画的に整備し、更新すること。

(4) 医療に関する安全性の確保

安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進すること。

(5) 患者サービスの向上

患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。

また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。

(6) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

他の医療機関との役割分担の下、かかりつけ医との病診連携、他病院との病病連携を強化すること。

また、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。

イ 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。

また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。

3 医療従事者等の研修

臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。

また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習を受け入れ、救急救命士に関する病院実習を引き受けるとともに、その質の向上を図るなど、地域医療従事者の育成を支援すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。

1 効率的・効果的な業務運営

2 病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等を常に見直して、医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営を行うこと。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営に努めること。

2 収入の確保、費用の節減・適正化

適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。

また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

職員の能力や実績を適切に反映し、職員の意欲向上に資する、より病院にふさわしい人事給与制度の運用及び見直しに取り組むこと。

2 就労環境に関する事項

多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実

など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。

3 中期計画における数値目標

本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。

<p>前文</p> <p>地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、平成23年度の設立以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立総合医療センター及び県立こころの医療センターを運営し、県立病院として推進すべき医療を実施してきた。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、平成23年度の設立以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立総合医療センター及び県立こころの医療センターを運営し、県立病院として推進すべき医療を実施してきた。</p>	<p>○背景</p> <p>【説明】</p> <p>(第1期) 独立化までの実績の総括</p> <p>(第2期) 独立化後の実績の総括</p> <p>○文書整理(1)(1)との整合)</p> <p>○両病院の概況</p> <p>【説明】</p> <p>(第1期) 独立化までの各病院の取組</p> <p>(第2期) 中期目標に対する概ね同調な取組</p>
<p>平成23年度から平成26年度までの第1期中期目標期間においては、両病院とも、従業員一人ひとりが高い使命感を持ち、県内医療機関との役割分担と連携の下、救急・急性期医療、高度専門医療等を提供して、県立総合医療センターは県民の健康と生命を守る基幹病院として、県立こころの医療センターは県民のこころの健康を守る基幹精神科病院として、それぞれその役割を果たすとともに、経営収支についても黒字基調を維持してきた。</p>	<p>平成23年度から平成26年度までの第1期中期目標期間においては、両病院とも、従業員一人ひとりが高い使命感を持ち、県内医療機関との役割分担と連携の下、高度専門医療、特産医療等を提供して、県立総合医療センターは県民の健康と生命を守る基幹病院として、県立こころの医療センターは県民のこころの健康を守る基幹精神科病院として、それぞれその役割を果たすとともに、経営収支についても黒字基調を維持してきた。</p>	<p>○医療を取り巻く環境</p> <p>○第6次山口県保健医療計画</p> <p>【説明】</p> <p>(第1期) 社会的観点からの課題</p> <p>(第2期) 医療介護総合確保推進法の施行 山口県としての具体課題</p> <p>(第1期) 独立化の経緯と役割</p> <p>(第2期) -</p>
<p>一方、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療機能を分化・連携させて効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する必要があるほか、精神疾患の急増、災害発生時の災害医療の確保、高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズの増加、医師等医療従事者の不足・偏在などの課題への対応が求められている。</p>	<p>一方、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療機能を分化・連携させて効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する必要があるほか、精神疾患の急増、災害発生時の災害医療の確保、高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズの増加、医師等医療従事者の不足・偏在などの課題への対応が求められている。</p>	<p>○文書整理(「救急医療」「救急・急性期医療」)</p> <p>○県立病院への期待</p> <p>【説明】</p> <p>県立病院が推進すべき医療の具体例を明示した</p>
<p>平成27年度から始まる第2期中期目標期間においては、地域の医療機関等との連携を更に強化して、医療機能の分化・連携等の課題に対応しながら、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患等に対する救急・急性期医療や高度専門医療など、県立病院が推進すべき医療を、効率的・効果的な業務運営の下、継続的に提供するとともに、地域の医療機関や医療従事者を支援して本県医療の質の向上に貢献することを期待する。</p>	<p>平成27年度から始まる第2期中期目標期間においては、地域の医療機関等との連携を更に強化して、医療機能の分化・連携等の課題に対応しながら、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患等に対する高度専門医療など、県立病院が推進すべき医療を、効率的・効果的な業務運営の下、継続的に提供するとともに、地域の医療機関や医療従事者を支援して本県医療の質の向上に貢献することを期待する。</p>	<p>【説明】</p> <p>時点修正</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供</p>	

<p>県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。</p> <p>(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実 高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。</p> <p>ア 総合医療センター</p> <p>総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療をはじめ、重症妊産婦・新生児の搬送を常時受け入れる総合周産期医療のほか、へき地における代診医派遣、巡回診療等のへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ的確に医療を提供すること。</p> <p>がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などについては、地域の医療機関との役割分担と連携の下、高度急性期病院として、高度専門医療を提供すること。特に、がんについては、手術療法、放射線療法及び化学療法を組み合わせた集学的治療及び緩和ケアの取組を推進すること。</p>	<p>県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。</p> <p>(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実 高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。</p> <p>ア 総合医療センター</p> <p>総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療をはじめ、重症妊産婦・新生児の搬送を常時受け入れる総合周産期医療のほか、へき地における代診医派遣、巡回診療等のへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ的確に医療を提供すること。</p> <p>がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などについては、地域の医療機関との役割分担と連携の下、高度急性期病院として、高度専門医療を提供すること。特に、がんについては、手術療法、放射線療法及び化学療法を組み合わせた集学的治療及び緩和ケアの取組を推進すること。</p>	<p>【説明】 県立病院が担うべき医療を引き続き提供する とともに、地域医療提供体制の整備に伴い医療機能の分化・連携が進められる中、高度急性期機能を果たすよう取組を求める。 (参考) ○救命救急センター ○総合周産期母子医療センター ○へき地医療拠点病院 ○基幹災害拠点病院 ○第一種感染症指定医療機関 ○地域がん診療連携拠点病院</p>
<p>イ こころの医療センター</p> <p>精神科医療における本県の基幹病院として、他の医療機関では対応が困難な救急患者の受入れや難治性・重症患者への医療を行うなど、精神科救急・急性期医療の中核的役割を果たすこと。</p> <p>また、認知症、児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を充実させるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化するほか、司法精神医療については、引き続き、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。</p> <p>これらの取組を通じ、患者の早期社会復帰を推進すること。</p>	<p>イ こころの医療センター</p> <p>精神科医療における本県の基幹病院として、他の医療機関では対応が困難な救急患者の受入れや難治性・重症患者への医療を行うなど、精神科救急・急性期医療の中核的役割を果たすこと。</p> <p>また、認知症、児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を充実させるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化するほか、司法精神医療については、引き続き、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。</p> <p>これらの取組を通じ、患者の早期社会復帰を推進すること。</p>	<p>【説明】 医療観察法病棟の開棟等、司法精神医療の診療体制が整備されたことも踏まえ、精神科の専門医療等の一層の充実を求める。 (参考) ○精神科救急情報センター ○認知症疾患医療センター ○医療観察法に基づく指定入院医療機関</p>
<p>(2) 医療従事者の確保、専門性の向上</p> <p>医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。</p> <p>(3) 施設設備の整備</p> <p>施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、</p>	<p>(2) 医療従事者の確保、専門性の向上</p> <p>医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。</p> <p>(3) 施設設備の整備</p> <p>施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、</p>	

	費用対効果、老朽化の状況などを総合的に勘案し、計画的に整備し、更新すること。		
	(4) 医療に関する安全性の確保 安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進すること。	(4) 医療に関する安全性の確保 安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進すること。	
	(5) 患者サービスの向上 患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。 また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。	(5) 患者サービスの向上 患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。 また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。	
	(6) 地域医療への支援 地域医療連携の推進 他の医療機関との役割分担と連携の下、かかりつけ医との病診連携、他病院との病診連携を強化すること。 また、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。	(6) 地域医療への支援 地域医療連携の推進 他の医療機関との役割分担の下、かかりつけ医との病診連携、他病院との病診連携を強化すること。 また、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。	○文言整理(「連携」) 【説明】 地域の医療機関への支援内容を明示して、着実な実施を求める。 ○地域医療支援病部の機能(共同利用の実施)
	イ 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。	イ 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。	
	2 医療に関する調査及び研究 県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。 また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。	2 医療に関する調査及び研究 県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。 また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。	
	3 医療従事者等の研修 臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。 また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習の受入れ、救急救命士に関する病院実習の受け付けなど地域医療従事者の育成を支援すること。	3 医療従事者等の研修 臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。 また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習を受け入れ、救急救命士に関する病院実習を引き受けるとともに、その質の向上を図るなど、地域医療従事者の育成を支援すること。	○評価委員会意見(教育実習等の質)
	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。	【説明】 経営体制の確立から、効率的・効果的な業務運営に、重点をシフトさせる。
	1 効率的・効果的な業務運営	1 効率的・効果的な業務運営	【説明】 経営企画会議(本部及び病部等事務部の役員で構成)の定期的な開催等、経営体制は確立された。

<p>2 病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等を常に見直し、医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営に努めること。</p>	<p>2 病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等を常に見直し、医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営に努めること。</p>	<p>2 病院の連携、事務職員の専門性を活かした人員配置等、効率的・効果的な業務運営に向けた法人の自主的・自律的な取組を求める。</p>
<p>2 収入の確保、費用の節減・適正化</p> <p>適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。</p> <p>また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。</p>	<p>2 収入の確保、費用の節減・適正化</p> <p>適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。</p> <p>また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。</p>	<p>【説明】</p> <p>第1期において経常収支の黒字基調が維持できていることを踏まえ、引き続き、効率的な経営に向けた取組を求める。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。</p>	<p>【説明】</p> <p>第1期で構築された人事評価制度及び給与制度を、より効果的に運用し、より良い制度に改善しながら定着させていくことを求める。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>職員の能力や実績を適切に反映し、職員の意欲向上に資する、より病院にふさわしい人事給与制度の運用及び見直しに取り組むこと。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>職員の能力や実績を適切に反映し、職員の意欲向上に資する、より病院にふさわしい人事給与制度の運用及び見直しに取り組むこと。</p>	<p>【説明】</p> <p>第1期で構築された人事評価制度及び給与制度を、より効果的に運用し、より良い制度に改善しながら定着させていくことを求める。</p>
<p>2 就労環境に関する事項</p> <p>多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。</p>	<p>2 就労環境に関する事項</p> <p>多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。</p>	<p>【説明】</p> <p>数値目標の設定による進捗管理を継続する。</p>
<p>3 中期計画における数値目標</p> <p>本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。</p>	<p>3 中期計画における数値目標</p> <p>本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。</p>	<p>【説明】</p> <p>数値目標の設定による進捗管理を継続する。</p>